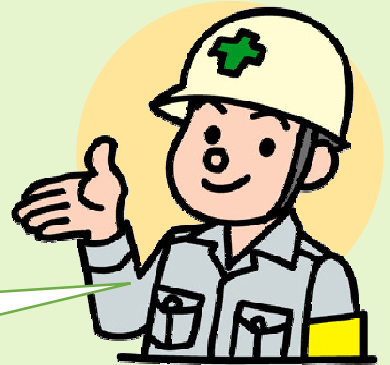


みんなで進める「一人親方」の社会保険加入

自分自身で、会社を通じて、「一人親方」も、社会保険への加入が求められます。

病気やけが、退職、老後の生活などに対応するため、全国民が加入する権利と義務をもつ社会保険制度が設けられています。建設業に従事する「一人親方」も、その働き方に応じた加入が法令で義務づけられています。

事業者としての働き方か、労働者としての働き方か、「一人親方」としての状況を見極めて社会保険加入を進めてください。



どちらの働き方ですか？

1

請負としての働き方に近い「一人親方」

- たとえば、仕事を依頼されている会社から・・・
- ・仕事が早く終わった後、予定外の仕事を頼まれたとしても断る自由がある
 - ・毎日の仕事量や進め方などは一任されており、自分の裁量で判断できる
 - ・工事の出来高見合いで報酬が支払われる



事業主として、個人で社会保険に加入すればよい可能性が高いです。

2

労働者としての働き方に近い「一人親方」

- たとえば仕事を依頼されている会社から・・・
- ・仕事が早く終わった後、予定外の仕事を頼まれたとしても断る自由がない
 - ・毎日、細かな指示、具体的な指示を受けて働く
 - ・一日当たりの単価など働いた時間により報酬が支払われる

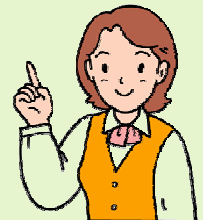


(一人親方) 仕事を依頼されている会社の社会保険に加入すべき場合があります！
(企業) 自社の従業員として、社会保険に加入させなければならない場合があります。

社会保険等に参加することのメリットは!?

- 医療保障** ▶ 怪我や病気になったとき、安い費用で医療を受けられます。
老齢年金 ▶ 高齢になり働けなくなっても生涯一定の収入が得られます。
障害年金・遺族年金 ▶ 万一障害を負ったりご本人が亡くなったりしても、ご本人や遺族の方は一定の収入が得られます。

※事業主としての働き方をされている「一人親方」が、業務災害または通勤災害を被った場合、労災保険に「特別加入」していることで、所定の保険給付が行われます。



- ◆国土交通省ホームページ「建設業の社会保険未加入対策について」には、社会保険未加入対策に関する資料を掲載しています。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

- ◆下請指導の詳細は「社会保険に関する下請指導ガイドライン」をご参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001084932.pdf>

「一人親方」の働き方を判断するために

「一人親方」として認められたケース

【CASE1】 工務店の工事に従事する大工

- 自分の判断で工事に関する具体的な工法や作業手順を選択できた。
- 事前に連絡すれば、仕事を休んだり、所定の時刻より後に作業を開始したり、所定の時刻前に作業を切り上げたりすることも自由であった。
- 他の工務店等の仕事をすることを禁じられていなかった。
- 報酬の取決めは、完全な出来高払の方式が中心とされていた。
- 一般的に必要な大工道具一式を自ら所有し現場に持ち込んで使用していた。

【CASE2】 アンカー職人である一人親方

- 会社からの仕事を受けるか否かの自由、一定の期間や日時の仕事を断る自由、仕事の依頼や業務に従事すべき旨の指示に対する諾否の自由があった。
- 作業の段取り、手順等は各職人がその知識・技術に基づいて決めていた。
- 報酬は基本的に出来高に対するもので、多い時で1か月86万円以上となったことがあり、従業員として従事した場合に比べてはるかに高額である。
- 確定申告を行い労災保険は一人親方として特別加入した。

【CASE3】 手間請け従業者である大工

- 具体的な仕事を承諾するかどうかは、諸条件を交渉して決定していた。
- 会社から立面図と平面図が渡されるが、具体的な作業方法は特段指示されない。
- 勤務時間の定めは全くなく、出勤簿もなかった。
- 他の大工に手伝ってもらうことができ、その報酬は本人が支払っていた。
- 報酬は坪単価方式によって決定され、毎月工事の進行状況に応じ支払われた。

「一人親方」ではなく労働者として認められたケース

【CASE1】 水道の修理業務(下請専属契約)

- 入社以後、給排水配管等の修理工事に専属的に従事していた。
- 会社は1か月前に勤務表を作成・提示し、勤務時間を指示していた。
- 勤務開始時間に会社は無線で連絡、指示に従い仕事先に直行し、仕事が終了すると無線で報告、会社から次の指示を受けていた。
- 作業に使用する道具類・車両は会社の所有物であり、貸与を受けていた。
- 作業材料は会社が契約している材料店で仕入れ、材料費は会社が支払っていた。

【CASE2】 大工業務(労務提供の契約)の場合

- 就業期間中に他社の仕事をしたことはない。
- 大工職人としての仕事のほか、ブロック工事など他の仕事にも従事を求められた。
- 勤務時間の指定はないが、朝7:30に事務所で仕事の指示を受け、事実上17:30まで拘束され、それ以降の作業には残業手当が支給された。
- 現場監督からの報告・指示によって、会社から指揮監督を受けていた。
- 大工道具は本人の所有物だが、必要な資材等の調達は会社の負担であった。

【CASE3】 左官工の場合

- 勤めている会社の方針で一人親方になった。
- 厚生年金や健康保険がなくなっただけで社員時代と仕事は同じ。
- 契約は雇い入れ通知書で行われた。
- 数人で行う仕事のメンバーは会社が決める。

●「一人親方」として働かれている皆さまへ

一人親方は請負で現場に入っているから、社会保険に入る必要はない、若しくは、国民健康保険、国民年金に入ればよいと思われるかもしれませんが、しかし、実際には仕事の指示や指揮監督を上位の発注者から受けていることで「労働者」と判断されるケースもあります。

詳しくは、みんなで進める一人親方の保険加入【一人親方向け】をご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001002165.pdf>

●「一人親方」と契約した建設企業の皆さまへ

一人親方に関するこれまでの事例や行政機関の基準を参考に、自社の工事で使用する一人親方に対して、適切な社会保険への加入指導をお願いいたします。

詳しくは、みんなで進める一人親方の保険加入【建設企業向け】をご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001002164.pdf>